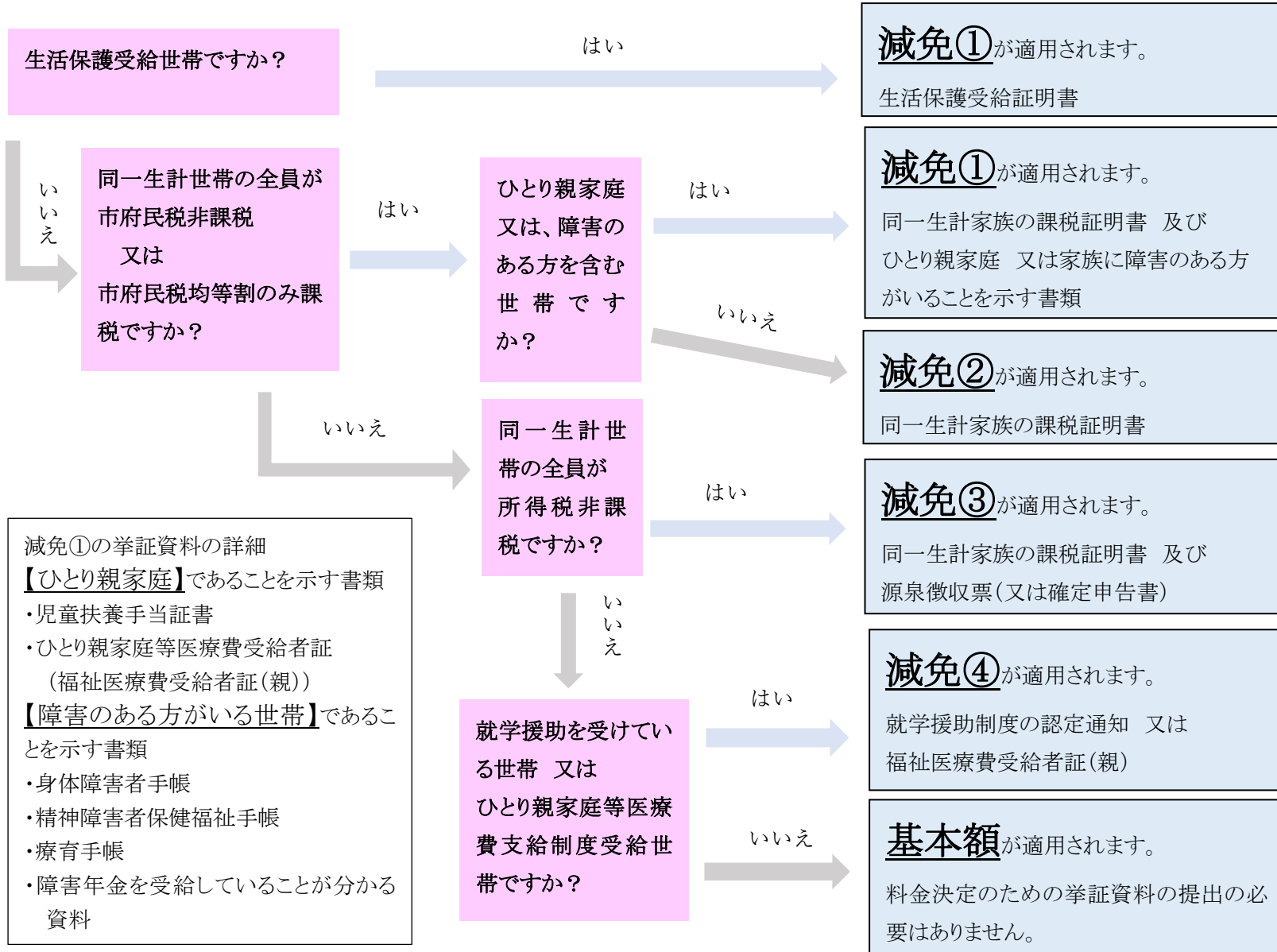


# 令和7年度 学童クラブ利用料金 減免算定の流れと必要な挙証資料

(世帯の状況)

(減免区分と必要な挙証資料)



減免①の挙証資料の詳細  
**【ひとり親家庭】**であることを示す書類  
 ・児童扶養手当証書  
 ・ひとり親家庭等医療費受給者証  
 (福祉医療費受給者証(親))  
**【障害のある方がいる世帯】**であることを示す書類  
 ・身体障害者手帳  
 ・精神障害者保健福祉手帳  
 ・療育手帳  
 ・障害年金を受給していることが分かる資料

※左記の他に「家計急変に対する減免(直近3箇月の収入を示す挙証資料(給与明細・売上仕入記録等)の提出に基づき、市府民税・所得税の課税額を再算定します)」の制度があります。詳しくは「学童クラブ事業の利用料金について」を御覧ください。

京都市の学童クラブ事業を同時利用される児童が2名以上の場合、2人目の利用料金は1人目の半額(100円未満切上げ)、3人目以降の料金は0円になります。

※左記の他に「家計急変に対する減免(直近3箇月の収入を示す挙証資料(給与明細・売上仕入記録等)の提出に基づき、市府民税・所得税の課税額を再算定します)」の制度があります。詳しくは「学童クラブ事業の利用料金について」を御覧ください。